平成12年5月30日

民事訴訟の利用者に対する調査への協力のお願い

司法制度改革審議会

当審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的として、内閣に設けられました。

この度、当審議会では、民事司法の現状を把握するため、下記のとおり、民事訴訟の利用者の意見を調査することといたしましたので、何とぞご協力をお願い申し上げます。

記

○　ご協力をお願いする方

16箇所の地方裁判所（札幌、秋田、福島、前橋、東京、富山、甲府、静岡、大津、大阪、松江、岡山、松山、福岡、宮崎、那覇）の民事訴訟事件のうち、6月5日から14日（東京、大阪両地裁）又は23日（上記のうち東京、大阪両地裁以外の地裁）までの間に判決や和解等で終了した事件の当事者（原告及び被告）の中から、当審議会で選ばせていただいた方

なお、調査へのご協力は任意のものです。

○　ご協力依頼の方法

7月下旬ころまでに、当審議会から直接、調査の依頼文をお送りいたします。

○　調査の方法

当審議会からの依頼に応じていただいた方に対し、9月中に、当審議会から調査員を派遣し、面接の方法でご意見をお伺いいたします。

※　なお、この調査に当たり、ご協力をお願いする方々のプライバシーについては、当審議会が責任を持ってお守りいたしますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

問合せ先
司法制度改革審議会事務局（調査2係）
〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-18-1 虎ノ門10森ビル
Tel 03-3519-7500(代)　Fax 03-3519-7508